

令和2年9月16日 厚生委員会

市民生活部環境対策課

議案説明資料

- 1 議案第59号 田川地区広域環境衛生施設組合の設立について . . . P 1
- 2 議案第60号 田川地区清掃施設組合同規約の一部を変更する規約の制定に関する協議
について . . . P 5
- 3 議案第61号 田川郡東部環境衛生施設組合同規約の一部を変更する規約の制定に関する協議について . . . P 8

議案第 59 号 田川地区広域環境衛生施設組合の設立について

1 設立理由

田川地区 8 市町村のし尿処理施設の管理運営に関する事務及び総合調整に関する事務を共同処理するため、一部事務組合を新たに設立しようとするもの。

2 規約の概要

(1) 一部事務組合の名称

田川地区広域環境衛生施設組合

(2) 一部事務組合の構成団体

田川市、香春町、添田町、川崎町、糸田町、大任町、福智町及び赤村

(3) 一部事務組合の共同処理する事務

ア し尿処理施設の管理運営に関する事務

イ し尿処理施設の総合調整に関する事務

(4) 一部事務組合の事務所の位置

福岡県田川郡大任町大字大行事 2 2 5 9 番地

(5) 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法

議員の定数は 26 人とし、田川市及び大任町は各 4 人、その他町村は各 3 人とする。

(6) 一部事務組合の執行機関の組織及び選任方法

ア 組合長 1 人（関係市町村長の互選）

イ 副組合長 7 人（組合長以外の関係市町村長）

ウ 会計管理者 1 人（組合長の補助機関である職員のうちから組合長が任命）

エ 監査委員 2 人（組合長が組合議員及び有識者のうちから各 1 人を選出）

(7) 一部事務組合の経費の支弁の方法

人口割 50%、処理量割 50%

※ 詳細は、田川地区広域環境衛生施設組合同規約のとおり（P2）

3 施行日

令和 3 年 4 月 1 日

田川地区広域環境衛生施設組合同規約（案）

（組合の名称）

第1条 この組合は、田川地区広域環境衛生施設組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、田川市、香春町、添田町、川崎町、糸田町、大任町、福智町及び赤村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

（共同処理する事務）

第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

(1) し尿処理施設の管理運営に関する事務

(2) し尿処理施設の総合調整に関する事務

（事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、福岡県田川郡大任町大字大行事 2259 番地に置く。

（議会の組織及び議員の選挙の方法）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は26人とし、関係市町村からそれぞれ次のとおり選出する。

田川市及び大任町 4人

その他の町村 3人

2 組合議員は、関係市町村の議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。

3 組合議員に欠員が生じたときは、その組合議員の属していた関係市町村の議会は直ちにこれを補充しなければならない。

（組合議員の任期）

第6条 組合議員の任期は、関係市町村の議会の議員としての任期による。

（議長及び副議長）

第7条 組合の議長及び副議長は、組合の議会において、組合議員のうちから互選により選出する。

（議決の特例）

第8条 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係るものの議決については、当該事件に係る市町村から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

(執行機関の組織及び選任の方法)

第9条 組合に組合長1人、副組合長7人及び会計管理者1人を置く。

2 組合長は、関係市町村の長のうちから互選により選出する。

3 副組合長は、組合長の属する市町村以外の関係市町村の長をもって充てる。

4 会計管理者は、組合長の補助機関である職員のうちから、組合長が命ずる。

(組合長及び副組合長の任期)

第10条 組合長及び副組合長の任期は、それぞれの属する市町村の長の任期による。

(組合長及び副組合長の職務権限)

第11条 組合長は、組合を統轄及び代表し、組合の事務を管理し執行する。

2 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(組合の職員)

第12条 組合に必要な職員を置き、組合長が任免する。

2 職員の定数、その他必要な事項は、条例で定める。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、組合長が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから、各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任された者は4年とし、組合議員のうちから選任された者にあつては、当該組合議員の任期によるものとする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(組合の経費の支弁の方法)

第14条 組合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町村の分賦金
- (2) 国及び県の補助金
- (3) 施設の使用料
- (4) その他の収入

(分賦金)

第15条 関係市町村の分賦金は、次の割合をもって関係市町村が負担する。

人口割 50パーセント

処理量割 50パーセント

- 2 前項に規定する人口割の基礎となる人口は、直近の国勢調査人口とする。
- 3 第1項に規定する処理量割の基礎となる処理量は、当該会計年度の前々年度の処理量とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第15条第3項に規定する当該会計年度の前々年度の処理量は、組合が管理運営するし尿処理施設使用開始の初年度及び次年度にあつては、前々年度の田川郡東部環境衛生施設組合、下田川清掃施設組合及び田川地区清掃施設組合における関係市町村の処理量とする。

議案第 60 号 田川地区清掃施設組合同規約の一部を変更する規約の制定に関する協議について

1 改正理由

令和 3 年 4 月より新たに田川地区広域環境衛生施設組合が設立され、し尿処理に関する事務が新組合に移管されることに伴い、規約の一部を変更するもの。

2 改正の内容

(1) し尿処理施設に関する規定の削除

(2) 事務所の位置の規定の変更

※ 詳細は、田川地区清掃施設組合同規約新旧対照表のとおり（P 6）

3 施行日

令和 3 年 4 月 1 日

○田川地区清掃施設組合同規約新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条から第2条まで 〔略〕</p> <p>（組合の共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 清掃事業の相互連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 田川市川崎町清掃センターの管理及び運営に関すること。</p> <p><u>(3) 削除</u></p> <p>（事務所の位置）</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>福岡県田川郡川崎町大字川崎 3419 番地 3 に置く。</u></p> <p>第5条から第12条まで 〔略〕</p> <p>別表（第12条関係）</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 第3条第2号に掲げる事務に要する経費</p> <p>関係市町は、ア及びイに規定する額を負担する。</p> <p>ア 第3条第2号に規定する事務に要する経費からイに掲げる負担金の合計額を減じた額に次に掲げる負担割合を乗じて得た額</p>	<p>第1条から第2条まで 〔略〕</p> <p>（組合の共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 清掃事業の相互連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 田川市川崎町清掃センターの管理及び運営に関すること。</p> <p><u>(3) 乙女環境センターの管理及び運営に関すること。</u></p> <p>（事務所の位置）</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>福岡県田川市大字位登 1506 番地 1 に置く。</u></p> <p>第5条から第12条まで 〔略〕</p> <p>別表（第12条関係）</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 第3条第2号<u>及び第3号</u>に掲げる事務に要する経費</p> <p>関係市町は、ア及びイに規定する額を負担する。</p> <p>ア 第3条第2号<u>及び第3号</u>に規定する事務に要する経費からイに掲げる負担金の合計額を減じた額に次に掲げる負担割合を乗じて得た額</p>

新（改正案）

区分	負担割合		
	均等割	人口割	処理量割
起債償還に係るもの	10%	90%	-
その他に係るもの	-	50%	50%

注1 人口割の人口は、直近の国勢調査人口とする。

注2 処理量割の処理量は、前年度の処理量とする。

イ [略]

旧（現行）

区分	負担割合		
	均等割	人口割	処理量割
起債償還に係るもの	10%	90%	-
その他に係るもの	-	50%	50%

注1 人口割の人口は、直近の国勢調査人口とする。

注2 処理量割の処理量は、前年度の処理量とする。

イ [略]

議案第 6 1 号 田川郡東部環境衛生施設組合同規約の一部を変更する規約の制定に関する協
議について

1 改正理由

令和 3 年 4 月より新たに田川地区広域環境衛生施設組合が設立され、し尿処理に関する事務が新組合に移管されることに伴い、規約の一部を変更するもの。

2 改正の内容

(1) し尿処理施設に関する規定の削除

※ 詳細は、田川郡東部環境衛生施設組合同規約新旧対照表のとおり（P 9）

3 施行日

令和 3 年 4 月 1 日

○田川郡東部環境衛生施設組合規約新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）																												
<p>第1条から第2条まで 〔略〕</p> <p>（共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、次表右欄に掲げる市町村に係る同表左欄の事務を共同処理する。</p>	<p>第1条から第2条まで 〔略〕</p> <p>（共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、次表右欄に掲げる市町村に係る同表左欄の事務を共同処理する。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="201 569 602 662">共同処理する事務</th> <th data-bbox="607 569 1097 662">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="201 665 602 786">(1) じん芥処理施設の総合調整に関する事務</td> <td data-bbox="607 665 1097 786">大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 790 602 911">(2) じん芥処理施設の管理運営に関する事務</td> <td data-bbox="607 790 1097 911">大任町 香春町 赤村 添田町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 914 602 1035">(3) 埋立処分施設の総合調整に関する事務</td> <td data-bbox="607 914 1097 1035">大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1038 602 1160">(4) 埋立処分施設の管理運営に関する事務</td> <td data-bbox="607 1038 1097 1160">大任町 香春町 赤村 添田町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1163 602 1284">(5) 削除</td> <td data-bbox="607 1163 1097 1284">削除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1287 602 1409">(6) 削除</td> <td data-bbox="607 1287 1097 1409">削除</td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	市町村	(1) じん芥処理施設の総合調整に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町	(2) じん芥処理施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町	(3) 埋立処分施設の総合調整に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町	(4) 埋立処分施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町	(5) 削除	削除	(6) 削除	削除	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1171 569 1572 662">共同処理する事務</th> <th data-bbox="1576 569 2067 662">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1171 665 1572 786">(1) じん芥処理施設の総合調整に関する事務</td> <td data-bbox="1576 665 2067 786">大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 790 1572 911">(2) じん芥処理施設の管理運営に関する事務</td> <td data-bbox="1576 790 2067 911">大任町 香春町 赤村 添田町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 914 1572 1035">(3) 埋立処分施設の総合調整に関する事務</td> <td data-bbox="1576 914 2067 1035">大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 1038 1572 1160">(4) 埋立処分施設の管理運営に関する事務</td> <td data-bbox="1576 1038 2067 1160">大任町 香春町 赤村 添田町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 1163 1572 1284">(5) し尿処理施設の総合調整に関する事務</td> <td data-bbox="1576 1163 2067 1284">大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 1287 1572 1409">(6) し尿処理施設の管理運営に関する事務</td> <td data-bbox="1576 1287 2067 1409">大任町 香春町 赤村 添田町</td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	市町村	(1) じん芥処理施設の総合調整に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町	(2) じん芥処理施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町	(3) 埋立処分施設の総合調整に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町	(4) 埋立処分施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町	(5) し尿処理施設の総合調整に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町	(6) し尿処理施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町
共同処理する事務	市町村																												
(1) じん芥処理施設の総合調整に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町																												
(2) じん芥処理施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町																												
(3) 埋立処分施設の総合調整に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町																												
(4) 埋立処分施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町																												
(5) 削除	削除																												
(6) 削除	削除																												
共同処理する事務	市町村																												
(1) じん芥処理施設の総合調整に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町																												
(2) じん芥処理施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町																												
(3) 埋立処分施設の総合調整に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町																												
(4) 埋立処分施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町																												
(5) し尿処理施設の総合調整に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町																												
(6) し尿処理施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町																												

新（改正案）

旧（現行）

第4条から第14条まで [略]

第4条から第14条まで [略]

別表（第16条関係）

別表（第16条関係）

事務	負担市町村	負担割合	
		均等割	人口割
第3条の表第2号及び第4号に掲げる事務	大任町 香春町 赤村 添田町	20%	80%
第3条の表第1号及び第3号に掲げる事務	すべての関係市町村	関係市町村の協議により別に定める	

事務	負担市町村	負担割合	
		均等割	人口割
第3条の表第2号、第4号及び第6号に掲げる事務	大任町 香春町 赤村 添田町	20%	80%
第3条の表第1号、第3号及び第5号に掲げる事務	すべての関係市町村	関係市町村の協議により別に定める	

備考 人口割の算定に用いる人口は、当該年度の前年度の12月末日の住民基本台帳登録人口による。

備考 人口割の算定に用いる人口は、当該年度の前年度の12月末日の住民基本台帳登録人口による。